平成24年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	一般 労災 雇用 小計	71,117,643 8,584,371 222,049,361 301,751,375	○費用進行基準を採用した業務は、期間進行基準を採用した業務以外の全ての業務である。 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費の削減等、一般競争入札の積極的導入による入札差額の発生、事業の効率化等による経費の削減に伴い、運営費交付金の収益化額が計画を下回り、翌事業年度に繰り越したもの。 （注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとする。） なお、中期計画で予定した、本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌年度への繰越額はない。
	計		301,751,375	
平成25年度	業務達成基準を採用した業務に係る分		0	―（業務達成基準を採用した業務は無い）
	期間進行基準を採用した業務に係る分	一般 労災 雇用 小計	0 0 0 0	○期間進行基準を採用した業務は、一般管理費のうち年間業務契約を行っている業務である。 ○年度計画の予定どおりに業務が進行したので、当該業務に充てられる運営費交付金の計画額全額を収益化した。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	一般 労災 雇用 小計	70,182,961 8,535,713 59,042,798 137,761,472	○費用進行基準を採用した業務は、期間進行基準を採用した業務以外の全ての業務である。 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費の削減等、一般競争入札の積極的導入による入札差額の発生、事業の効率化等による経費の削減に伴い、運営費交付金の収益化額が計画を下回り、翌事業年度に繰り越したもの。 （注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとする。） なお、中期計画で予定した、本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌年度への繰越額はない。
	計		137,761,472	
平成26年度	業務達成基準を採用した業務に係る分		0	―（業務達成基準を採用した業務は無い）
	期間進行基準を採用した業務に係る分	一般 労災 雇用 小計	0 0 0 0	○期間進行基準を採用した業務は、一般管理費のうち年間業務契約を行っている業務である。 ○年度計画の予定どおりに業務が進行したので、当該業務に充てられる運営費交付金の計画額全額を収益化した。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	一般 労災 雇用 小計	61,829,291 10,816,295 98,481,661 171,127,247	○費用進行基準を採用した業務は、期間進行基準を採用した業務以外の全ての業務である。 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、一般競争入札の積極的導入による入札差額の発生、事業の効率化等による経費の削減に伴い、運営費交付金の収益化額が計画を下回り、翌事業年度に繰り越したもの。 （注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとする。） なお、中期計画で予定した、本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌年度への繰越額はない。
	計		171,127,247	

7．運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	251,445,600	0	251,445,600	0	
計	251,445,600	0	251,445,600	0	

8．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(2,882) 66,009	(1) 4	(―) ―	(0) 0
職員	(66,598) 1,125,351	(14) 107	(―) 38,207	(0) 2
合計	(69,480) 1,191,360	(15) 111	(―) 38,207	(0) 2

（注１）非常勤役員及び職員に対する報酬又は給与支給額及び支給人員は、各々の区分において（　）外書で記載しております。

（注２）役員に対する報酬の支給基準

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程に基づき支給しております。

（注３）職員に対する給与の支給基準

独立行政法人労働政策研究・研修機構職員給与規程に基づき支給しております。

また、非常勤職員については、独立行政法人労働政策研究・研修機構嘱託に関する取扱要領に基づき支給しております。

（注４）職員の報酬又は給与の支給人員は、年間平均支給人員数となっております。

（注５）支給人員数については、独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年９月30日厚生労働省令第151号）第10条に基づく共通経費の各勘定への配分をする前の支給人員を記載しております。

（注６）役員に対する退職金の支給基準

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員退職金規程に基づき支給しております。

（注７）職員に対する退職手当の支給基準

独立行政法人労働政策研究・研修機構職員退職手当支給規程に基づき支給しております。